

重 要

平成24年3月30日

会員各位

ＪＵ静岡オートオークション
流通委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年4月3日開催分より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

ＪＵオークション統ルールにてクレーム裁定致しますが、ルールブックに記載ないものは従来通りＪＵ静岡の規約が適用されます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約追加事項

第4章 車両・出品落札 第6条 車両保管の義務

ＪＵ静岡が、機関・機構に不具合がある出品・落札車両を保管中に、不具合が原因とみられる破損や損壊があった場合、ＪＵ静岡は損害賠償の責任を負わないものとする。

第8章 クレーム規約（統ルール以外）

落札価格が10万円未満の車両は重要項目を除き原則ノークレームとする。但し、流通委員会がクレーム相当と判断した場合は、1万円のペナルティとする。（キャンセル不可）